

西宮市幼児教育・保育ビジョン策定ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 平成29年3月31日に新たに告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「要領等」という。）において、共通の視座として示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を中心としたテーマについて意見交換を行い、西宮市幼児教育・保育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）の策定に資するため、西宮市幼児教育・保育ビジョン策定ワーキングチーム（以下、「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(目的)

第2条 ワーキングチームは、ビジョン策定に資するため、次の各号に掲げる事項について意見交換を行い、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 西宮市における「育って欲しい子供像」に関すること。
- (2) 幼稚園、保育所、認定こども園、その他保育施設等と保護者との関わりに関すること。
- (3) その他、ビジョン案の策定に関すること。

(委員の依頼)

第3条 ワーキングチームの委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の関係者
- (3) 小学校関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は令和4年3月31日までとする。

(運営)

第5条 ワーキングチームに座長及び副座長各1名を置き、座長及び副座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、ワーキングチームを代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 ワーキングチームは、必要に応じて座長が招集する。
- 5 ワーキングチームにおいて必要があると認めるときは、委員以外の者にワーキングチームへの出席を求め、意見等を聞くことができる。

(謝金)

第6条 ワーキングチームの委員の謝金は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）を準用し、当該条例の附属機関の委員に支給する報酬額とする。ただし、

常勤の地方公務員の職にある者には支給しない。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 ワーキングチームの庶務は、西宮市政策局政策総括室政策推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。